

第1回山形県豚熱対策本部会議

日時 令和3年12月25日(土)

午後7時～

場所 講堂

次 第

1 開 会

2 協 議

(1) 本県における豚熱の疑似患畜の概要と経過について

(2) 今後の対応について

①対応措置の基本的方針について

②県対策本部及び現地対策支部について

③現地対策支部の準備状況について

(3) その他

3 閉 会

本県における豚熱の疑似患畜の概要と経過について

1 養豚場の概要

○宮城県の豚熱患畜が確認された養豚場から豚等の移入があった2農場

A養豚場（鶴岡市）：飼養頭数 約 1,000 頭

B養豚場（庄内町）：飼養頭数 約 6,500 頭

2 経過

日 付	内 容
令和3年 12月24日 15:50頃	宮城県より豚熱を疑う異常豚の立入検査を丸森町の養豚場にて実施中との一報あり 当該養豚場から本県の養豚場に繁殖豚、精液を供給 A養豚場：繁殖豚 6頭 移入 B養豚場：精 液 42本 移入
同日 夕方	宮城県において、豚熱に関する詳細な検査を実施
12月25日 朝	宮城県において、豚熱を疑う結果を確認
同日 午前	宮城県で国の検査機関に検体を搬送、確定検査開始
同日 11:00	山形県豚熱危機管理対策会議を開催
同日 19:00	国の検査機関で宮城県の豚が豚熱の患畜であることを確認 本県の2農場26頭が疑似患畜（殺処分対象）に確定 A養豚場：6頭（移入した豚） B養豚場：20頭（精液を交配した豚） 計 26頭

宮城県の豚熱発生農場からの豚等の移入に係る対応措置の基本的方針（案）

1 速やかな防疫措置の徹底

- (1) 発生農場から移入した、豚及び精液を交配した豚の殺処分
- (2) 殺処分した疑似患畜等の埋却処分
- (3) 畜舎等の消毒
- (4) 当該農場の殺処分した残りの豚については、疫学関連家畜として 28 日間経過観察

※ 豚熱のワクチンを接種済みであることから、移動制限・搬出制限区域は設置しない。また、消毒ポイントも設置しない。（農林水産省動物衛生課確認済み）

2 関係機関との連絡・調整、協力・協働

市町村、農業関係団体、山形県獣医師会、山形県建設業協会等関係機関との協力・協働に向けた連絡・調整を直ちに実施する。

3 県内農場における消毒等防疫体制の強化

感染拡大防止に向け、県内の豚飼育農場に対し、農場の消毒や野生動物の侵入防止等、飼養衛生管理基準の遵守を徹底する。

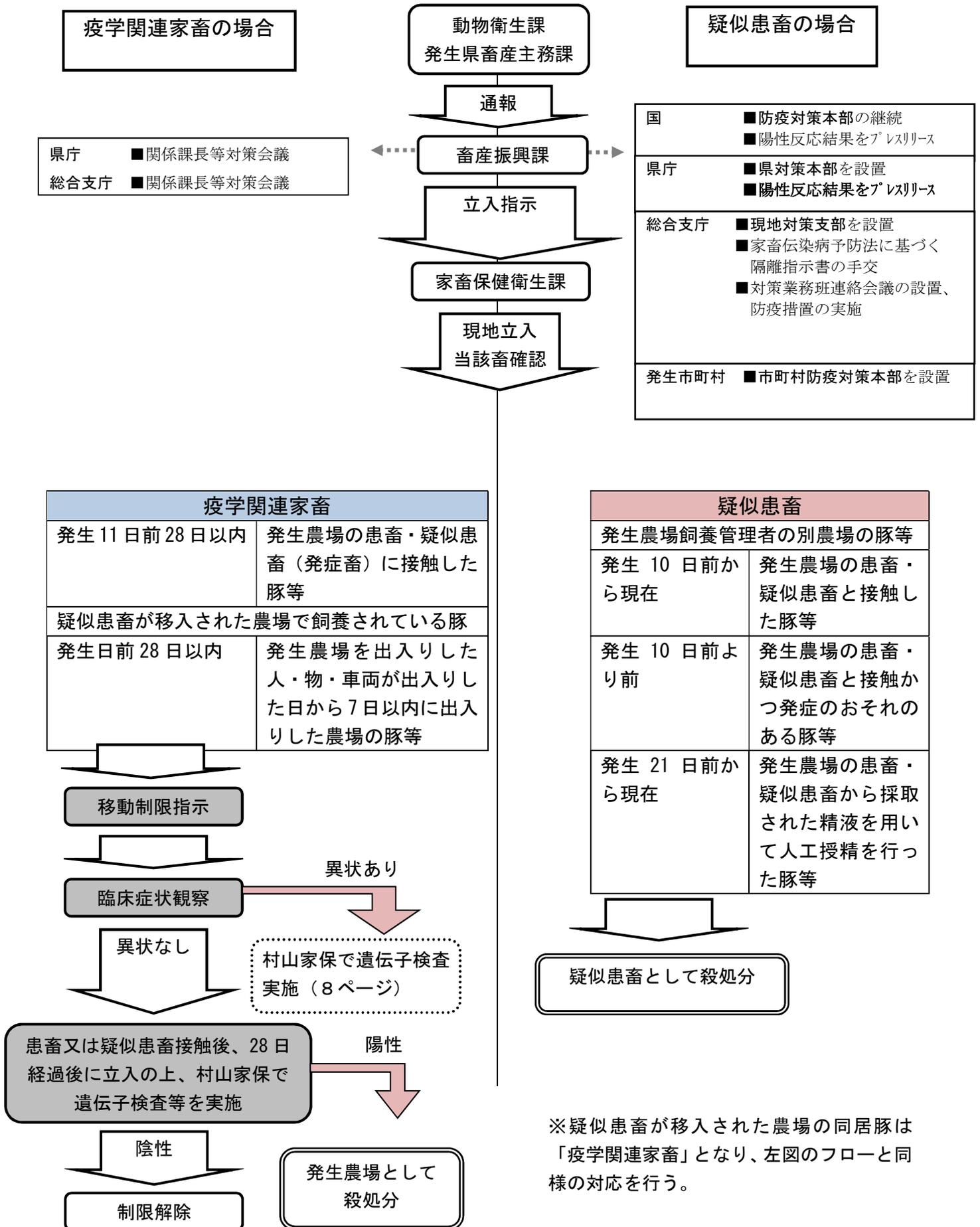
4 現地住民等への周知

現地における不安の払しょくに向け、マスコミ各社の協力も得ながら、現地住民等への周知を行う。

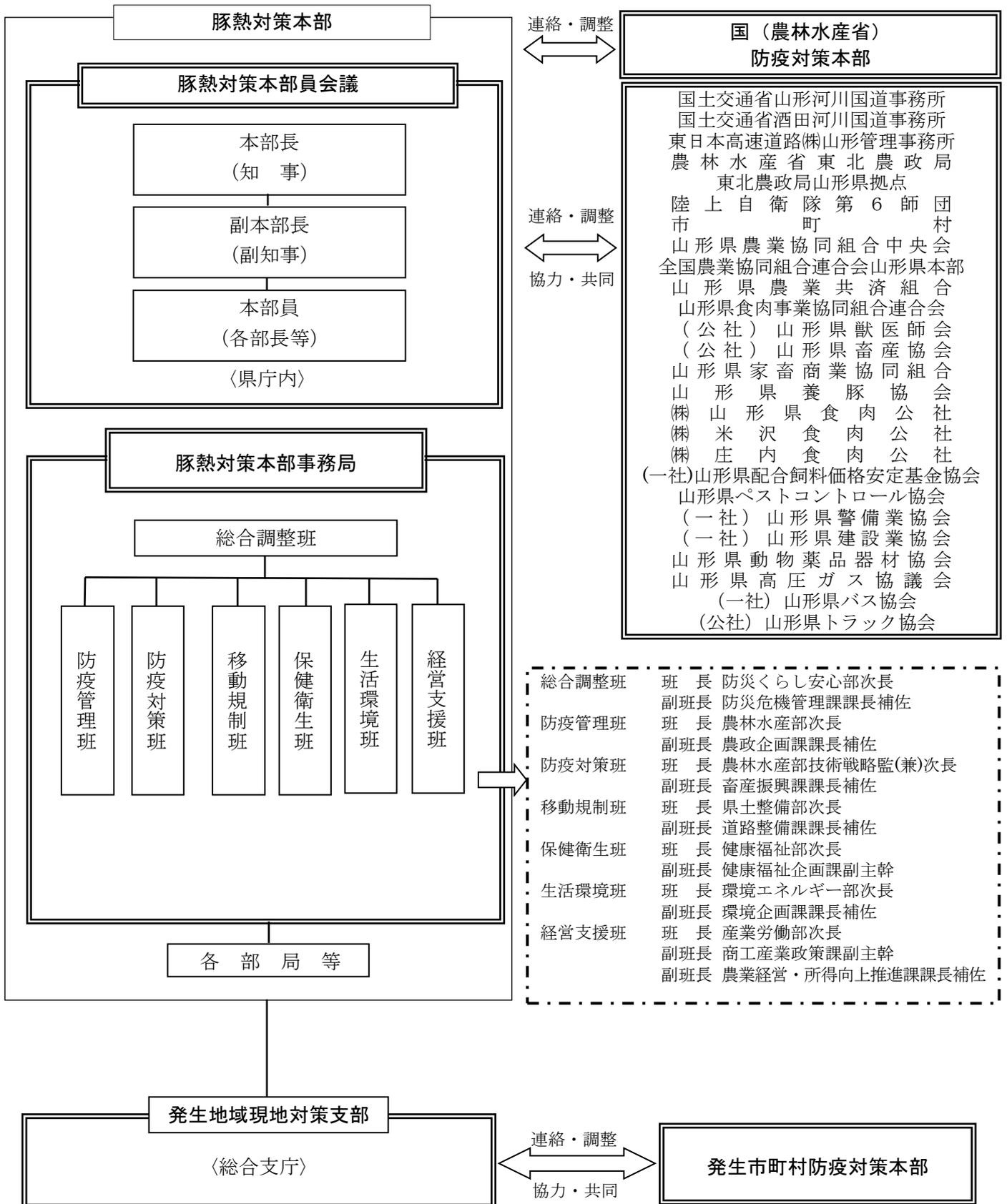
5 風評被害の防止

豚熱による風評被害を防ぐため、「豚熱は人に感染しない」「豚熱にかかった豚の肉が市場に出回ることはない」ことの周知徹底を図る。

3) 県外の発生農場から本県の農場に豚等の移入が確認された場合



(2) 山形県豚熱対策本部の概要





シー エス エフ ※
CSFは人に感染しません。

CSFは、豚・いのししの病気です。

CSFの人への感染は、国際機関（OIE：国際獣疫事務局）の情報においても世界的に報告されておられません。

CSFにかかった豚のお肉が市場に出回ることはありません。

豚は、と畜場法に基づき、全頭、都道府県等のと畜検査員が異常や疾病がないか検査しています。豚肉は、この検査に合格したものが市場に流通することとなっています。

※CSF：Classical Swine Fever（直訳すれば古典的な豚の熱病となります）の頭文字をとった略称で、豚コレラの国際的な呼称です。

